



誰もが不安だから



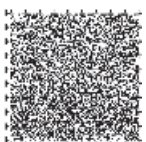
(漫画：桜田幸子さん)

それぞれの特性やニーズに配慮して

わが国では、これまで、阪神淡路大震災や東日本大震災のほか、台風や豪雨などの災害が、地域に大きな被害をもたらしてきました。本県でも、平成 28 (2016) 年に熊本地震、令和 2 (2020) 年に 7 月豪雨が発生し、いずれも甚大な被害をもたらしました。

災害では多くの人命が危険にさらされますが、中でも、高齢者や障がい者など避難の際に支援を要する方々 (避難行動要支援者) や、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など避難所生活等において特に配慮を必要とする方々 (要配慮者) にとっては、それぞれの特性やニーズに配慮した対応が必要です。

避難支援に関する計画や避難所運営マニュアル等の整備にあたっては、避難行動要支援者や、要配慮者を含めた全ての方々の視点に立った、人権に配慮した検討、見直しが求められています。



どんな課題がありますか？

避難誘導において

熊本地震の際には、避難行動要支援者名簿が作成されていても、個人情報保護の観点から、自主防災組織等が事前に避難行動要支援者を把握することが困難であったり、個別計画（避難支援計画）が未作成、あるいは有効活用されず、在宅の高齢者や障がい者の円滑な支援が困難であったりする地域もありました。平時からの地域における情報共有の在り方や、避難行動要支援者の特性に応じた個別計画の検討・見直しが求められています。

避難所において

プライバシーの確保や、要配慮者の特性やニーズに応じた配慮、女性や子どもなど緊急時に弱い立場になる方の安全確保等の環境の整備、被災者の心のケア、外国人の避難状況把握の体制等に課題があります。要配慮を含めた全ての利用者の視点に立った、きめ細かな支援を行うために、人権に配慮した避難所運営について、検討、見直しを進める必要があります。

どんな取組みが行われていますか？

● 関係する主な法律等

- ・ 災害対策基本法〔1961制定 2018一部改正〕
- ・ 防災基本計画〔1963策定 2020一部修正〕
- ・ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針〔2013策定 2016改定〕

● 熊本県の主な取組み

1 平時における計画やマニュアル、支援体制の整備

災害発生時または発生のおそれがある時の速やかな避難、円滑な避難所運営による被災者の負担軽減が図れるよう、避難支援や避難所運営に関する計画やマニュアルの作成を促進します。

2 防災教育・啓発の推進

災害時における人権への配慮についての理解を深めるため、県民への啓発や学校における防災教育に取り組みます。

〔関係する主な計画等〕

避難所運営ガイドライン、避難所運営マニュアル作成モデル〔2013策定〕

市町村における避難所運営マニュアルの作成を支援するため、避難所運営に必要となる基本的事項や考え方等を示した「避難所運営ガイドライン」を作成するとともに、「避難所運営マニュアル作成モデル」も作成し、市町村においてすぐに活用できるようにしました。

避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアル〔2017策定〕

平成28年熊本地震の検証の結果、避難者に寄り添った支援等に課題が判明したことから作成しました。避難生活に困難が生じる要配慮者のための福祉避難スペースの確保や、聴覚や視覚に障がいのある方のためのコミュニケーションツールなどの物資の確保、研修、訓練の実施などを明記しています。

